

製品含有化学物質の法規制情報提供サービス

鉛、水銀、カドミウムなどの人体や環境に有害な化学物質の管理は、グローバルレベルで求められており、各国法令等により規制されています。また法規制は常に変化しているため、最新動向を把握、対応することは、製造販売業にとって必要不可欠です。

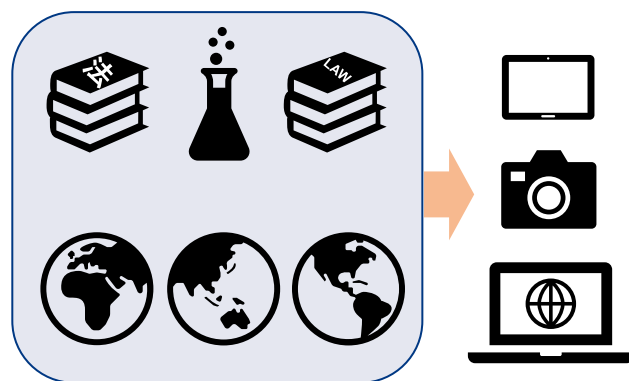
グローバルでビジネスを展開する富士通が収集したEU RoHS指令(*1)、REACH規則(*2)を中心とする製品含有化学物質法規制の最新動向やそれらの対応方法を情報サービスとして提供します。

*1 RoHS指令: 欧州における、有害物質の電気・電子機器への使用を制限するための規制 (Restriction on Hazardous Substances)

*2 REACH規制: 欧州連合 (EU) における化学品の登録・評価・認可および制限に関する規則 (Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals)

こんなお悩み・ご要望はありませんか？

- 法規制情報の入手先が分からない
- 法改正動向の常時監視が難しい
- 法規制を他社がどのように解釈しているか、自社で参考にしたい



サービスの特長

- 主に電気・電子機器製造業のお客様を対象とした情報サービスです。
- 富士通が実際に収集・活用している、世界中で不定期に改正される法規制情報を、定期的にまとめて提供しています。
- 継続的に見ることで、半年間の法規制情報の変更点がわかりやすくなっています。
- 富士通の法規制改正への対応方法例が入っており、お客様での対応の参考にいただけます。
- 法規制の解釈や対応方法について、ご質問にも応じています(オプションサービス)。

サービスご利用(TypeAとTypeB)のお客様の声

- 半年に1回提供される情報には、自社(製造業)の製品に関わる法規制情報が入っている。
- 自社に法規制の情報収集担当者がおらず情報収集が難しいため、富士通の法規制改正への対応方法例を参考にしている。
- 自社のお客様には、電機業界が多いので、電気・電子機器製造業の対応事例がわかるのがよい。

サービス TypeA:

- 各国の製品含有化学物質法規制情報一覧
(規制名称と概要、施行時期と状況、対応内容)
- 製品含有化学物質法規制の改正情報と具体的な対応情報(法改正時)

＜改正情報のイメージ＞
EU:RoHS指令適用除外見直し例＞

Pack9 失効の可能性が低い適用除外項目と対応方針

RoHS指令の適用除外番号

適用除外内容

除外番号	除外内容	失効の可能性	前回報告失効時期 予測	前回報告 社内対応	社内対応 (今回報告)
6(b)	合金成分としてアルミ材に含まれる0.4wt%までの鉛				継続注視
6(c)	銅合金に含まれる4wt%までの鉛				
7(a)	高融点はんだに含まれる鉛(すなわち85%以上の鉛ベースの合金)				
7(c)-I	キャパシタ中の誘電セラミックスを除くガラスまたはセラミックス中の電気電子部品を含む鉛、例えばエレクトロニクス、ガラスあるいはセラミックスイオン化合物		2021年7月		
7(c)-II	AC125V あるいは DC250V 以上の電圧用のキャパシタ中の誘電セラミックスに含まれる鉛				
社内対応方針 ・現時点での代替対応は保留。(EU委員会の動向を継続注視)					
					今回予測 2019年7月 又は2021年7月

- オプションA: TypeAの内容に関する質疑(Q&A対応、毎月2件まで)

サービス TypeB: REACH認可候補物質リスクマップ一覧

＜一覧のイメージ＞

REACH認可候補物質ごとに、物質名、選定理由、用途、提出国、収集情報などを一覧化

富士通の収集情報

＜例＞物質名: 4,4'-メチレンジアニリン

電気・電子製品における使用・含有情報:

- ・ポリウレタン原料
- ・エポキシ樹脂硬化剤
- ・染料の原料

昔はエポキシ樹脂の硬化剤として使用していたが、現在は使っていない模様

- オプションB: TypeBの内容に関する質疑(Q&A対応、毎月1件まで)

契約と提供方法

- 契約期間 : 半年単位
- 情報提供頻度: 原則半年に1回(ご契約時点で富士通が把握している最新情報を提供)
- 情報提供媒体: TypeAとTypeBとも、pdfファイル(言語は日本語のみ)
- 情報提供手段: メール送付
- 価格設定 : サービス毎に月額(オプションのみの提供はしておりません)

＜主な一次情報源＞

- ・ 法規制情報提供サービスで利用する主なガイドライン: DIGITALEUROPEガイダンス、IEEE1680 (EPEAT)、JIG-101、JAMP管理対象物質リスト、ブルーエンジェル、ノルディック・スワン、ECMA Eco Declaration
- ・ EU指令: REACH規則(制限)(1876/769/EEC指令) RoHS指令 新電池指令、REACH規則、EU規則No.842/2006、EC No.2037/2000、消費者製品安全指令2001/95/EC)、玩具指令(2005/84/EC)、96/29/Euratom指令
- ・ 欧州国内法: ホルムアルデヒド規制(オーストリア)、衛生基準HN96:2000(リトアニア)、製品規制 FOR-2004-06-01-922(ノルウェー)、化学品リスク軽減指令-ChemRRV(スイス)
- ・ 北米: 有害物質規制法(米国TSCA)、家庭用品安全性向上法(米国)、大気浄化法(米国)、SB20/50、CARB規則、Proposition65、DTSC規則設定(カリフォルニア州)、水銀規制(各州法)、臭化難燃剤規制(各州法)、環境保護法-SOR/SOR/2008-178(カナダ)
- ・ アジア: 中国RoHS法、電池の水銀含有量制限に関する規制(中国)、韓国RoHS法、工業 製品品質管理と安全管理に関する法(韓国)、J-Moss、化審法(日本)、乾電池の製造、輸入、販売に関する規制(台湾)
- ・ 国際条約: モントリオール議定書、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs 条約)

＜免責事項＞

本サービスの提供情報を利用するなどして生じたあらゆる損害・不利益などについて、理由に関わらず、富士通ならびに当社は責任を負いません。

お問い合わせ先

ユーロフィンFQL株式会社

<https://www.eurofins.co.jp/efql/contact>

9時～17時 土・日・祝日・当社指定の休業日を除く